

平成30年度第1回 事業評価監視委員会審議案件等一覧

■再評価案件

事業区分	事業名	事業採択年度	前回評価年度	再評価理由(事後評価)		特に重点的な審議を要する案件 事務局(案)						備考 (再評価理由⑤で 一括審議の理由等)		
				⑤の理由		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)		重点の理由	
道路	1 中部横断自動車道(富沢～六郷)	H17	H28	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要が生じたため	重点					○		脆い地山への対策の実施により事業費の変化が軽微でないため	
	2 一般国道6号 大和田拡幅	H18	H28	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要が生じたため	重点			○				軟弱地盤への対策の実施により推定事業費が顕著に増加するため	
	3 一般国道15号 蒲田駅周辺整備	H13	H27	④		一括								
	4 一般国道51号 潮来バイパス	H17	H28	⑤	推定事業費が増加し、現時点で評価する必要が生じたため	重点			○				軟弱地盤への対策の実施により推定事業費が顕著に増加するため	

◆再評価理由

- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③: 準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ④: 再評価実施後5年間が経過している事業
(経過措置で、審議件数を平準化するために3年目に実施)
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

◆重点審議案件の選定

- (a) 事業計画が顕著に変更された事業
- (b) 推定便益が顕著に減少する事業
- (c) 推定事業費が顕著に増加する事業
- (d) 事業の進捗予定が顕著に遅れている事業
- (e) 特に事業規模が大きく、事業費の変化が軽微でない事業
- (f) その他の要因

審議件数(再評価) 4件

◆一括審議案件の選定

前回の評価時から事業の計画や事業費、進捗状況等に大きな変化が生じていない事業(要因の変化が軽微)は、一括審議として扱う。ただし、委員からリクエストがあった場合は、重点審議案件として扱う。

■報告事項

事業区分	事業名	報告事項の理由
道路	1 一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(川島～大栄)	社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会の審議結果について報告する

報告件数 1件

道路事業位置図

